

生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について ～ 第5期中央教育審議会生涯学習分科会における検討状況～ (概要)

第5期中央教育審議会生涯学習分科会では、平成20年2月にまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～ 知の循環型社会の構築を目指して～」(以下「平成20年答申」という。)の提言内容の進捗状況や社会状況の変化を踏まえ、生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について議論し、その検討状況について整理した。

第6期中央教育審議会生涯学習分科会においては、本検討課題等も参考にしながら更に審議を深め、必要に応じて具体的提言をまとめる等の取組を行うことを期待する。

総論 学びを通じた個人の自立と「絆」の再構築を目指して

1～2ページ

【今後の検討の前提となる状況等】

平成20年答申の提言内容の進捗状況、平成20年答申以降の社会状況の変化、昨今の生涯学習・社会教育行政における予算・人員等が減少傾向にあること等

【今後の検討の進め方等】

実態把握にこれまで以上に取り組むとともに、生涯学習・社会教育の振興に取り組む意義を明確にした上で、今後、重点的に取り組むべき事柄等を明らかにすること

国と地方公共団体の関係や役割分担、地方公共団体内の関係行政の在り方等の再検証等

各論(1) 学習活動を通じた地域の「絆」の再構築と地域課題の解決 3～5ページ

地域の多様な主体の力を、地域における多様な学習機会の充実のために一層活用し、地域における学習活動の活発化を図ることで、地域住民等の中の「絆」の再構築や地域課題の解決につなげていくという観点から、以下の具体的課題等を列挙。

他の施設等との連携強化による社会教育施設の地域課題解決力の向上

幅広い関係者の連携による地域の生涯学習・社会教育機能の強化

学校づくり・地域づくりの一体的推進

地域と共生する高等教育機関づくりの促進

地域の生涯学習プラットフォームの形成とその中核となる地域の学習活動全体のコーディネーターの確保

社会教育施設の役割に応じた専門職員のスキル向上

地域や社会に参画する活動の希望者と学校等の活動の場を結ぶための仕組みづくりとその仕組みを生かす人材の育成・確保等

各論(2) ライフステージ等に応じて求められる学習環境の整備

6～8ページ

学習環境の整備に取り組むに当たっては、例えば、「子育て世代」、「高齢期」などのライフステージや置かれていた状況に応じた学習機会を充実させていくという観点から、以下の具体的課題等を列挙。

成人一般を対象とした学習機会の充実

社会人等を対象としたキャリア形成のための学習機会の充実

地域や社会に参画する活動に役立つ知識・技能習得のための学習機会の充実

人生の次のステップに踏み出すための学習プログラム等の充実

特別な困難を抱えた者に対する学習機会の充実

ICTの活用等による学習環境の充実

各論(3) 学習の質の保証と学習成果の評価・活用

9～10ページ

安心して学ぶことができる環境をつくるとともに、学習した成果を社会全体で幅広く通用させていくためには、学習の質の保証や学習成果の評価・活用の取組の充実が必要という観点から、以下の具体的課題等を列挙。

生涯学習・社会教育の分野における学習の質の保証

教育の質の保証の観点からの社会通信教育制度の再検証

学習成果の評価とその社会的通用性の向上

生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について ～第5期中央教育審議会生涯学習分科会における検討状況～

平成21年2月に発足した第5期中央教育審議会生涯学習分科会では、平成20年2月にまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」(以下「平成20年答申」という。)の提言内容の進捗状況や社会状況の変化を踏まえ、生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について議論を行ってきた。その過程では、分科会所属委員を3つのグループに分けて審議するなど、濃密な議論が行われてきたところである。

これまでの検討課題等について、下記のとおり、検討の前提となる状況や今後の検討の進め方等を示した総論と、3つの視点(地域、ライフステージ、質保証と成果活用等)からアプローチした各論とに整理した。第6期中央教育審議会生涯学習分科会においては、本検討課題等も参考としながら更に審議を深め、必要に応じて具体的提言をまとめる等の取組を行うことを期待する。

1. 総論 〈学びを通じた個人の自立と「絆」の再構築を目指して〉

〈検討の前提となる状況等〉

- 平成20年答申は、「知の循環型社会」の構築を目指し、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」(学校教育外の学習等の充実、多様な学習機会の提供と生涯学習プラットフォームの形成、学習成果の評価の社会的通用性の向上など)及び、「社会全体の教育力の向上」(身近な地域における家庭教育支援、学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進、社会教育施設等のネットワーク化、高等教育機関と地域との連携など)について具体的方策を取りまとめるとともに、国及び地方公共団体の生涯学習・社会教育行政の在り方について提言を行った。これらの提言内容の進捗状況については、地域による学校支援の仕組みづくりなど取組の進捗が認められる事項もあれば、生涯学習プラットフォームの形成など取組が遅れている事項も見られる。
- また、平成20年答申以降の社会状況の変化等(例：本格的な人口減少社会の到来、産業構造・就業構造の変化、グローバル化・情報化等の一層の進展、「新しい公共」宣言のとりまとめなど)は著しいものがあり、生涯学習・社会教育の振興に関する今後の課題等について検討するに当たっても十分留意する必要がある。

- さらに、例えば、地方公共団体における社会教育費の総計が平成6年度には約2兆7千億円であったものが、平成20年度には約1兆7千億円に減少していることや、地域の社会教育行政の中核的役割を果たすべき社会教育主事の総計が平成8年度は約6千8百人であったものが、平成20年度には約3千人にまで減少していることなどが示しているように、生涯学習・社会教育行政の関係予算・人員等は全体として減少する傾向にあるという厳しい現状もある。
- このような状況の中、生涯学習・社会教育の分野においては、今後、特に、個人が自立して、また、自らを律し、他と協調しながら、その生涯を切り拓いていく力を身に付けられるようにし、それを地域社会全体の力に結びつけていくための取組を充実させていくことが求められている。

〈今後の検討の進め方等〉

- そのためには、これまで以上に生涯学習・社会教育の全体像に関する実態把握に取り組むとともに、多様な主体がそれぞれの立場から生涯学習・社会教育の振興に取り組むことの意義を明確にした上で、今後、重点的に取り組むべき事柄等を明らかにする必要がある。
- さらに、より効果的な生涯学習・社会教育の振興のためには、国と地方公共団体の関係や役割分担、地方公共団体内の関係行政の在り方等についても改めて検証を行うことが求められる。
- このような生涯学習・社会教育の振興に向けた検討に取り組むことにより、学びを通じた個人の自立と「絆」の再構築を図り、「知の循環型社会」の構築につなげていくことが期待される。

2. 各論

(1) 学習活動を通じた地域の「絆」の再構築と地域課題の解決

〈学習活動を通じた地域住民間の「絆」の再構築〉

- これまで個人を支えてきた様々な社会的つながりが脆くなり、個々人の社会的孤立が進行している社会状況の中、地域住民等（居住している者だけでなく、学びや働く場として地域に関わりを持つ者や、関係団体・NPO、企業などの多様な主体を含む）の間の「絆」や連帯感といったものを意図的に再構築していくことが求められるようになってきている。すなわち、学習活動を通じて、そのような地域住民等との間の「絆」を築き、互いに学び合い、交流し、能力等を高め合うことのできるような「地域の力」（例えば「地域の生涯学習コンピテンシー」と言うこともできよう）を引き出し、ひいては住民等の帰属意識や互助・共助の場となる、地域の新たなコミュニティづくりを住民等が自ら能動的に行っていくという共通認識と気運を醸成し、具体的な実践につなげていくことの重要性が増している。

〈地域の課題解決のための学習活動〉

- また、地域において自らの課題の解決に向けて取り組んでいくに当たり、それぞれの地域が抱える課題は多種多様であることから、地域住民等が当該課題について理解を深め、その解決のために必要な知識等を身に付けたり、課題解決策について検討し、地域の状況に即した手法等により、具体的取組につなげていく必要性も高まっている。

〈多様な学習機会の充実とコーディネーターの育成・確保〉

- 以上のような状況を踏まえれば、地域における多様な学習機会を一層充実するよう取り組んでいくことが今後ますます重要となると考えられる。併せて、学習機会を探している者や、学習成果を活かす活動の場を求めている者のために、これらの者と具体的な学習機会や活動の場とを適切に結び付けるコーディネーターが不足しているとの声も多く聞かれることから、質・量両面で、その育成・確保を推進していく必要がある。

〈多様な主体の連携・ネットワーク化等〉

- また、地域における多様な学習機会の充実に当たっては、多様な主体（例：公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設やコミュニティ・センター等の関係施設、関係団体、NPO、大学・専修学校等、企業など）が効果的に連携しネットワーク化を図ることで、学習活動の多様化や、地域課題の解決のための学習機会の充実が進むことが期待される。そのためには、関係する多様な主体の調整役となる地域の学習活動全体のコーディネーターや、連携のハブとなるような地域の拠点をはじめとする中間支援機能をもった存在が重要となると考えられる。

【具体的な課題等と検討の視点】

① 他の施設等との連携強化による社会教育施設の地域課題解決力の向上

- 地域における学習機会を一層充実させていく上で、社会教育施設の役割が重要であることは言うまでもない。今後は社会教育施設において特に地域課題の解決に資するような学習機会を一層充実していくことが望まれる。その際、個々の社会教育施設だけでは自ずと提供できる学習内容や機能等に限界があることから、地域内外の他の社会教育施設やその他の関係施設、関係団体・NPO等と積極的に連携し、地域の情報・交流拠点としての機能を向上させていくという観点が重要であり、その方策について検討を深めることが望まれる。

② 幅広い関係者の連携による地域の生涯学習・社会教育機能の強化

- 地方公共団体内の関係する部署や関係施設、関係団体・NPO等が、生涯学習・社会教育の重要性等について共通認識を持って幅広く連携し、充実した学習環境の整備を図るといった観点から、地域において生涯学習・社会教育の充実に取り組む行政の在り方等について、改めて検証することが望まれる。その際、地域ごとに事情が異なることなどを十分に踏まえて検討を進めることが求められる。
- 社会教育委員は、広く地域の意見等を社会教育行政に反映させていく役割などが期待されているが、より効果的に地域でその役割を果たしていくための方策についても、検討の視野に入れていくことが考えられる。

③ 学校づくり・地域づくりの一体的推進

- 現在、学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組が進められているが、例えば、企業による支援を円滑に進めることや、地域住民と学校の教職員との協働体制を構築することなどに依然として課題が残っている地域も見受けられる。このような状況等も踏まえながら、地域住民の学校運営への参画、地域力を活かした学校支援、学校の力を活かした地域づくりを一体的に推進していくための具体的な方策について、更に検討を深めることが望まれる。
- その際、地域との協働により、すべての子どもに「生きる力」を確実に身に付けさせるとともに、関係する大人たちの成長も促し、地域を活性化させる「場」となる学校をつくることを目指している「新しい公共型学校」などについても検討の視野に入れていくことが考えられる。

④ 地域と共生する高等教育機関づくりの促進

- 大学等の高等教育機関が、地域に必要とされる人材の育成や、地域課題の解決のための知見の提供、地域でニーズの高い学習機会の提供、地域における多様な主体（関係施設や関係団体・NPO、企業、行政等）によるネットワーク形成の要の機能を果たすこと等を通じて、地域と共生していくことを促すための方策について更に検討を深めることが望まれる。

⑤ 地域の生涯学習プラットフォームの形成とその中核となる地域の学習活動全体のコーディネーターの確保

- 地域において、いわゆる縦割りに陥らないように、様々な関係施設や関係団体・NPO、企業等が連携し、取組の戦略や情報等を共有しながら、学習活動を推進する地域の基盤（生涯学習プラットフォーム）の形成が促進されるよう、その方策について検討を進めることが望まれる。
- 併せて、地域の学習活動全体の調整役となるコーディネーターを確保する方策について検討することが望まれる。その際、地域の社会教育行政の中核的役割を果たすべき社会教育主事が、まず積極的な役割を果たすことが期待される。また、社会教育主事となる資格など社会教育に関する専門人材となるための資格を持ちながら、実際にはそのような職に就いていない者や、広く多様な人材を活用する観点から、関係団体・NPO、企業等の意欲的な人材についても、その活躍の場を広げる方策について検討を深めることが望まれる。

⑥ 社会教育施設の役割に応じた専門職員のスキル向上

- 社会教育施設については、地域の実情に応じて、その役割や機能の多様化が更に進むことが考えられる。このため、社会教育施設で勤務する司書、学芸員等の専門職員について、当該社会教育施設に求められる役割や機能に応じて、必要な知識・技能を身に付け、さらにそれらのレベルアップを図ることができるような環境を整えていくことが望まれる。その際、時間的・地理的制約を超えていくことができる放送大学の活用等についても検討することが考えられる。

⑦ 地域や社会に参画する活動の希望者と学校等の活動の場を結ぶための仕組みづくりとその仕組みを生かす人材の育成・確保等

- 各地域において、学校支援のためのボランティア活動希望者など、地域や社会に参画する活動の希望者（個人だけでなく、企業やNPO等の民間団体を含む）と、学校、社会教育施設、文化施設等の活動の場を円滑に結ぶ機能の仕組みづくりを行っていくことが求められている。その際には、関係者間の調整役となるコーディネーターや、関係者の意欲や力を引き出すファシリテーターなどの人材の育成・確保、ネットワーク構築等を併せて進めていくことが重要であり、これらの具体的な手法等について検討を深めることが望まれる。

(2) ライフステージ等に応じて求められる学習環境の整備

〈ライフステージや置かれている状況に応じた学習〉

- 人が生きていくライフステージや置かれている状況によって、直面する課題は変わってくるため、それに応じて求められる学習の内容や手法等も変わってくる。
- 例えば、就業している、または就業を希望している者にとっては、キャリアを形成するための学習機会が重要となるし、子育て世代にとっては、家庭教育に関する学習機会が重要となる。また、高齢者にとっては、高齢期の生活を安心して充実したものとするための学習機会が重要となる。一方、同じキャリア形成のための学習機会であっても、就業中の者と職に就いていない者とでは必要となる学習が異なることも考えられよう。
- このように、学習環境の整備に取り組むに当たっては、対象者にとって重要な学習内容や手法等に応じて取組を進めることが、各個人の抱える課題解決に資することとなり、ひいては社会全体の課題解決につながることになると考えられる。

〈キャリア形成のための学習〉

- このうち、キャリア形成のための学習においては、次の二つの視点が重要であると考えられる。
- 一点目は、科学技術の急速な進展や技術革新、経済社会の急激な変化と多様化・複雑化・高度化、グローバル化・情報化の進展等を受け、職業に必要な知識・技能は高度化しており、これに対応するための学習ニーズが高まっていることである。
- 二点目は、労働市場の流動性が高まる中、学びたい者がいつでも学ぶことができ、必要な知識・技能を身に付けることにより、職業生活の維持・向上や新たな就業が可能となることが求められていることである。
- このほか、これまでと異なるキャリアを選択するために新しい専門性を身に付ける学習や、出産・子育てなどにより、一定期間就業を中断した後に、職業に復帰するために必要な学習等も重要になると考えられる。

〈「新しい公共」に関する学習〉

- さらに、NPO等の民間主体において、従来は行政が担ってきたような公共的な役割を果たすことや、行政では実施が困難又はきめ細かく行うことが難しいと考えられるような公共的な取組等を民間主体としての特徴を生かした新しいアプローチで進めていくことが期待されるようになってきており、そのような活動に参加する人材の資質向上のための取組の必要性も高まってきている。

〈年齢等に応じた学習機会の充実〉

- 高齢者を対象とした学習機会の充実にあたっては、例えば、高齢者に多く見られる健康上の問題等への対応方法や、高齢者の資産・収入を保全し、適切に使用する方法、地域社会への参画に関する留意点を学ぶことができる学習プログラムなど、高齢化社会に対応した学習プログラムの提供等が生涯学習・社会教育の分野で必要とされている。このような、高齢者を対象とした学習機会の充実をはじめとして、各個人が、人生の次のステップに踏み出すための多様な学習機会を充実させていくことが重要である。
- 一方、青少年を対象とした学習機会の充実にあたっては、青少年が自立への意欲を持ち行動する上で必要な資質・能力と体験活動との相関関係も指摘されており、例えば、自然体験活動や職場体験活動など様々な体験活動を中心とした学習プログラムの提供の充実が求められている。

〈特別な困難を抱えた者を対象とした学習機会の充実〉

- また、いわゆる引きこもりの若者など、自立に困難を抱えた者をはじめとする、何らかの特別な困難を抱えた者を対象とした学習機会の充実にあたっては、子ども・若者育成支援推進法の施行等を踏まえつつ、対象者の置かれている状況に応じて、効果的な学習内容や手法等が選択され、その困難が克服又は軽減されることが望まれる。

〈多様な学習プログラムの提供と ICT（情報通信技術）の活用〉

- このような、ライフステージや置かれている状況に応じた学習プログラムについては、社会教育施設や高等教育機関、民間教育事業者をはじめとする様々な主体により、多様な学習プログラムが提供されることが期待される。
- また、学習環境の充実のために ICT を活用することは、時間的・空間的制約等の様々な制約を超えて学習機会を充実させることや、学習の理解を速めたり深めたりする新たな教材等の利用を可能とすることなど、様々な面で効果が期待される。

【具体的な課題等と検討の視点】

① 成人一般を対象とした学習機会の充実

- 成人一般に対する学習に関しては、OECD が国際成人力調査（PIAAC）を平成 23 年から本調査を実施する予定である等、国際的にも関心が高まっている状況にある。しかし、国内ではこれまで成人一般に対してどのような学習が必要であるか等の議論やその実践上の課題を解決するための取組が十分に行われてきたとは言い難い状況にある。今後は、国際的な動向も踏まえつつ、成人一般に対する学習に関する本格的な検討が開始されることが期待される。

② **社会人等を対象としたキャリア形成のための学習機会の充実**

- 社会人等の一度学校教育を離れた者が、職業に必要な知識・技能の習得のために学び直すことを容易にするため、社会全体の活力向上に資するという観点から具体的方策について検討を進めることが期待される。その際、特に女性については、出産・子育てなどにより、一定期間就業を中断する可能性が男性よりも高いことを踏まえ、男女共同参画の観点から検討することも重要である。

③ **地域や社会に参画する活動に役立つ知識・技能習得のための学習機会の充実**

- 若年層から高齢者に至るまでの幅広い層を対象とする、地域や社会に参画する活動に役立つ知識・技能を習得するための学習機会が充実するよう、その方策について検討を深めることが望まれる。

④ **人生の次のステップに踏み出すための学習プログラム等の充実**

- 厚生労働省が公表している平成 21 年簡易生命表によると、男の平均寿命は 79.59 年、女の平均寿命は 86.44 年となっており、前年と比較して男女とも上昇している。このように定年退職後の人生が非常に長くなっていることなどを踏まえ、人生が各個人にとって充実したものとなり、かつ、それが社会全体にとって良い循環を生み出すものとなるよう、各個人が人生の次のステップに踏み出すための学習プログラム等を充実する方策について検討を深めることが期待される。

⑤ **特別な困難を抱えた者に対する学習機会の充実**

- 何らかの特別な困難を抱えているような者に対し、置かれている状況に応じた効果的な学習内容や手法等が選択・提供されることにより、ある意味で人生のセーフティネットとしての役割を果たしていけるよう、その方策について検討を深めることが望まれる。その際、来館の心理的ハードルが低いとされる図書館等の社会教育施設の活用や、学習機会の提供者が学習を必要としている者の所へ自ら出向いていくアウトリーチの手法等の採用についても検討の視野に入れることが考えられる。

⑥ **ICTの活用等による学習環境の充実**

- ICT は、時間的・空間的制約を超える、双方向性を有する、カスタマイズを容易にするなどの特長を有しており、生涯学習・社会教育の分野において、ハード、ソフトの両面で、これらの特長をより効果的に活用していくための方策について、検討を深めることが望まれる。その際、デジタルデバイドの是正のための取組の在り方、質の高いデジタル教材の開発・普及のための方策等についても検討の視野に入れることが考えられる。
- また、同じく時間的・地理的制約を受けにくいという特徴を有する放送大学についても、その生涯学習機関としての機能がより発揮されるよう、その充実に向けた方策について検討することが望まれる。

(3) 学習の質の保証と学習成果の評価・活用

〈学習の質の保証〉

- 現在、様々な主体から多様な学習機会が提供されているが、学習者が安心して質の高い学習を行うことができるよう、学習機会や提供者の評価等を通じて、質の保証を図っていくことが求められている。

〈学習成果の評価・活用〉

- また、生涯学習社会の構築に向けて、学習した成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できるようにすることが重要である。そのためには、学習成果を適切に評価し、その社会的通用性を向上させていく必要がある。

〈学習者のニーズ等に応じた適切なアプローチ〉

- これらの取組を進めるに当たっては、学習者のニーズや学習の目的・種類・分野などに応じて、適切なアプローチをとることが望まれる。

〈検定試験の評価の取組の充実〉

- そのような取組の第一歩として、平成 22 年に「検定試験の評価ガイドライン（試案）」についての検討結果がまとめられ、検定試験の質の向上と信頼性の確保に向けた取組が始められたところである。今後、学習成果の評価のための重要な手段の一つである検定試験等について、評価の取組や評価結果を広く活用するための取組を更に充実させていく必要がある。

〈学習の質の保証に関する国際的な動向〉

- また、国際的には、ISO（国際標準化機構）において、非公式教育・訓練分野の国際標準が平成 22 年 9 月に発行されるなどの動きが見られる。これは非公式教育・訓練分野における学習サービス及びその提供者の質保証のための取組であるが、学習の質の保証等に関する検討を行うに当たっては、このような国際的な動向や社会的通用性の確保についても留意することが必要である。

〈社会通信教育〉

- さらに、社会教育上奨励すべき通信教育について、文部科学省が認定する社会通信教育についても、学習の質を保証するための仕組みとしてより効果的なものとなるよう検証していくことが求められる。

【具体的な課題等と検討の視点】

① 生涯学習・社会教育の分野における学習の質の保証

- 生涯学習・社会教育の分野における学習の質の保証に向けた方策について検討を深めることが望まれる。その際には、取組内容が、例えば外形だけを整えるなどの形式的なものとならないよう配慮することや、国際的な動向や社会的通用性の確保等についても留意することが求められる。

② 教育の質の保証の観点からの社会通信教育制度の再検証

- 社会教育として行われる通信教育の質の保証に資する仕組みとして、社会通信教育制度の役割や在り方等について改めて検証していくことが望まれる。

③ 学習成果の評価とその社会的通用性の向上

- 個人の学習歴を見える化し、学習成果を評価する手法や、評価された学習成果の社会的通用性を向上させる方策について更に検討を深めることが期待される。その際、政府で検討中の、教育プログラムと各職業で必要となる能力の対応関係の明確化を図る、キャリア段位制度と教育システムの連携に関する検討状況等を踏まえ、そのような考え方等を生涯学習・社会教育の分野でも活用する可能性についても検討することが期待される。
- 学習成果の評価の社会的通用性の向上の検討に当たっては、ICT を活用した取組についても検討の視野に含めることが望まれる。

※下線部はグループ2の議論に特に関連すると思われる箇所

第56回中央教育審議会生涯学習分科会（平成23年6月3日）
における主な意見（抜粋）

（大学の役割）

- 高等教育政策の中で生涯学習は位置づいていない。大学は、アリのバイ的に地域貢献や社会貢献と言うが、地域に責任を持つ高等教育機関としての役割をどう果たすかという点では、意識が弱く、蓄積もない。したがって、それができる人材がないというのが実態である。これでは日本の将来が立ち行かないので、高等教育政策と生涯学習政策を結びつける、あるいは一緒に議論するということが切実なテーマである。
- 大学で帰宅難民2,000人の方を引き受けたことで、大学の地域における役割を今回認識した。学生は地域のために何ができるのかを日頃からしっかりとやっておかなければいけない。これはまさに生涯学習で、学生がこれから社会に出ていくために必要な知識としてリスクコミュニケーション、リスクマネジメント、クライシスコミュニケーションをしっかりと学ぶ必要がある。
- 長期的な支援のあり方として大学に何ができるのか、地域との連携がこれからますます必要となってくる。
- 地域の行政と関係を持った大学の有無が、地域全体の振る舞いに大きな影響を及ぼしており、学習する場所がいかに大きな力になっているかを今回改めて感じた。東北の沿岸部には私立大学があまりない中で、わずかにあったところが、今回役に立っている。人づくりをどのように地域でやっていくのかということも非常に大きな偏りがある。

（専修学校等の役割）

- 厚生労働省の緊急雇用対策の教育訓練制度を利用して、教育訓練を受けた被災地の人材が、産業と町の復興とをあわせて担うことで、社会貢献・地域貢献に繋がっていくことができる。専修学校・各種学校はそうした教育訓練の受け皿としての役割を果たすことができる。

（生涯学習と地域づくり）

- 生涯学習はまちづくりの原点。住民が生涯学習を重ねる中で住民力をアップさせ、その力で町をつくっていくことができる。
- 自律的なガバナンスを担う市民、住民の育成、あるいはそういう意思と能力、

経験を住民にどう持ってもらおうかである。

- 地域の再生活力には、生きていく力とは働くこと、生活すること、そして他者とつながることで、この力をつける教育の基盤をモデル的につくることが求められる。
- 根本からその地域に根ざして、必要性に応じた学習を深い次元でやっていく必要がある。また学習をどうとらえて地域社会をつくっていくのかが大きな課題である。
- 中長期的には、住民自らが学び合って、考えて、力強く成長していく「ラーニングシティ」という地域づくりのモデルを考えていくべき。
- 学ぶ仕組みをつくることから入ると難しいが、なぜやるかというアウトプットから先に入っていくと、必ず学びのエッセンスが必要になり、それが結果的に生涯学習ということになる。
- 地域に向けて課題を掘り起こして学びをつくっていくだけでなく、地域を超えて具体的な関係を生み出していくようなことも仕掛けていく場をつくっていくことが必要だと感じている。
- 一丸になることも重要だが、異なった意見を十分議論し合い、成熟した生涯学習のもとに自発性が大事にされていく必要がある。

(ボランティア活動)

- ボランティア活動そのものが生涯学習である。阪神淡路大震災以来、ボランティア活動のレベル・量ともに拡大しているが、もっと拡大することが大事。

※答申の中から、グループ2の議論に特に関連すると思われる箇所を抜粋（一部加工）したもの

平成20年2月19日

新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について
～知の循環型社会の構築を目指して～
中央教育審議会（答申）

（変化の激しい社会を生き抜くために必要な力）

- 変化の激しい社会においては、各個人が「自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」を身に付けるために、生涯にわたって学習を継続できるようにすることが求められている。特に技術の進展等が著しい中で、知識や技能等は陳腐化しないよう常に更新する必要がある。また、いわゆる狭義の知識・技能のみならず、他者との関係を築く力等の豊かな人間性を含む総合的な力は、学校教育の期間と場のみならず、ライフステージに応じて多様な場所や方法で学習し、職業生活やその他の社会における活動においてその成果を発揮することを経て身に付くものでもあり、成人の学習についても、このような国民の継続的な学習へのニーズに応えられる環境整備、すなわち学ぶ機会の充実とその成果を生かせる環境づくりが必要である。

（多様な学習機会の提供）

- 現在、生涯学習の機会は、国や地方公共団体、大学、専修学校、社会福祉・職業能力開発施設、民間事業者、NPO等の多様な主体により提供されているが、今後は、それぞれ、社会の要請に基づく現代的な課題や地域社会、産業界等の要請を適切に把握した上で多様な学習機会が適切に提供されることが期待される。
- 全国の国民に放送を通じて幅広く大学教育の機会を提供している放送大学については、学生がより質の高い授業を受けられるよう、BS放送の活用など、放送のデジタル化等を踏まえた学習者の視点に立った取組をさらに推進することが求められる。

（学習支援システム（ワンストップサービス）の構築）

- 国民の学習を支援していく上では、学習機会の整備のみならず、学習への需要と供給のマッチングを図るための支援を行うことも重要である。就業・起業やボランティア活動・社会参加等の新たなチャレンジをしようとする人に対し、地域や社会・産業界のニーズを具体的に把握、明確化し、キャリア形成支援を含めた学習相談を行うとともに、必要な知識等が習得できる学習機会を民間団体等の協

力を得つつ社会教育施設等において提供する等、学習相談から学習成果の活用までを一貫して支援する学習支援システム（ワンストップサービス）を構築することが有効である。その際には、産業界・大学・専修学校・NPO等の民間団体や首長部局の労働行政担当等との連携を強化することが求められる。

（学習活動推進の基盤（生涯学習プラットフォーム）の形成）

- 学習活動を行う上で、産業界・大学・専修学校・NPO等の民間団体等が連携して、キャリアアップ等に資する学習コンテンツの提供や学習相談を行い、学習活動を推進する地域の基盤（「生涯学習プラットフォーム」）の形成が図られることが期待される。このような生涯学習プラットフォームでは、地域の産・学・官・市民が相互に乗り入れることができ、地域の課題を共有することが容易となる。その際、時間や場所等による制約を解消するため、インターネット等の情報通信技術を活用することが有効である。

（キャリア形成支援等）

- また、社会教育施設・大学・専修学校・企業・NPO等において、社会人のキャリアアップや地域活動への参加に役立つ実践的な教育プログラムを共同で開発し、このような教育プログラムの学習成果が広域的に通用し活用されるよう、その普及を図ることも重要である。
- さらに、新たなチャレンジを目指す若者、中高年、女性、フリーター・ニート等を支援するため、職業訓練施設とともに、専修学校等の持つ職業教育機能を活用するなど、それぞれの特性等に応じた職業能力向上のための学習機会の提供の充実を図ることが重要である。

（学習成果を生かす機会の充実）

- 生涯学習の振興においては、学習機会の充実を図ることのみならず、各個人がその学習の成果を生かすことができる社会の実現が求められている。学習成果の活用は、職業生活や社会における多様な活動において行われるものであるが、社会全体の教育力向上の観点からも、各個人が学習した成果を地域社会における様々な教育活動に生かすことが期待されている。具体的には、地域全体による様々な学校支援活動や放課後対策、家庭教育支援等が考えられる。例えば、いったん家庭に入った女性が学習活動や地域活動等により再び社会参画することは社会の活性化にもつながるものである。また、今後は特に、定年を迎える団塊世代に協力を求め、その力を有効に活用する方策を検討することが必要である。
- また、このような各個人の学習成果の社会への還元を促進するため、学習成果

が社会的活動として生かされることを通じて、新たな学習機会へのインセンティブが得られるなど、個人の学習活動と地域社会の教育活動の循環につながる具体的な取組等について支援することが考えられる。

(高等教育機関と地域の連携)

- 各大学や高等専門学校、専修学校が地域における社会貢献としてそれぞれの特色を活かして行う公開講座等の地域振興に貢献する取組を促すことも、地域社会の教育力向上を図る上で効果的である。その際、各大学等の教育研究の連携を図り、地域において活躍する人材の育成等、大学等の地域貢献機能の強化・拡大等を国又は地方公共団体が支援することも重要となってくる。行政が積極的に関わって、大学等と社会教育施設、関係団体等のネットワーク化を推進することも大切である。また、その際には、大学・地域社会・産業界等の連携を図り、その教育研究の成果等を地域に還元することを目的とする大学コンソーシアムの活用等も考えられる。

※下線部はグループ2の議論に特に関連すると思われる箇所

地域における生涯学習機会の充実方策について（答申） 平成8年 生涯学習審議会（関連部分抜粋）

はじめに

I 社会に開かれた高等教育機関

1 社会人の受入れの促進

- (1) 教育内容の多様化と履修形態の弾力化
 - 社会人特別選抜の推進
 - 夜間大学院の拡充
 - 科目等履修生制度の積極的な活用
 - 研究生の受入れ
 - 社会体験のための休学制度の活用
 - 通信教育の改善充実
 - 放送大学の全国化
 - 大学への編入学等
- (2) 公開講座の拡充
 - 講座内容・方法の改善
 - 単位の認定
 - 短期集中プログラムの開設
- (3) 学内の組織体制の整備
 - 生涯学習のセンターの整備
 - 教員の業績評価の改善
- (4) 社会人学生への支援の充実
 - 学習成果の適正な評価
 - 教育休暇・フレックスタイム制の導入
 - 奨学金制度の拡充
 - 社会人教育に関する情報提供の推進

2 地域社会への貢献

- (1) 施設開放の促進
 - 施設開放の拡充
 - 大学博物館の整備
- (2) 社会からの支援
 - ボランティアの受入れ

3 (以下略)

はじめに

(略)

本答申では、地域社会の中で様々な学習機会を提供している機関や施設の生涯学習機能の充実という視点から検討を加え、提言を取りまとめることにした。取りまとめに当たっては、機関や施設を四つの類型に分け、それぞれがどのような課題を抱えているか、現状を改善するためにとるべき方策は何かということを検討し、具体的な施策を提言した。四つの類型とそれぞれの審議の観点は以下のとおりである。

第一は、大学をはじめとする高等教育機関である。高等教育機関は高度で体系的かつ継続的な学習機会の提供者として、生涯学習社会の中で重要な役割を果たすことが期待されている。高等教育機関においては、既に生涯学習機能を十分に発揮しているところや、様々な改革努力を行ってきているところも見られるが、生涯学習の推進という観点から社会の期待に十分にこたえるには、更に全体として広く社会に開かれなければならない。年齢に関係なく人生のいつでも必要な時に必要な学習ができる場として高等教育機関が自ら変わっていかなければ、真の生涯学習社会は実現しないと言っていい。また、社会人学生を受け入れることに加えて、施設の開放などによる地域社会への貢献も一層期待される。したがって、ここでは「社会に開かれた高等教育機関」という観点から課題を整理し、「社会人の受入れの促進」及び「地域社会への貢献」を進めるため必要な施策を提言した。

(略)

I 社会に開かれた高等教育機関

大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校からなる高等教育機関は、高度で体系的かつ継続的な学習の場として、生涯学習社会において重要な役割を果たすことが期待されている。これからは自分自身の生きがいのために教養を身に付けたり、職業生活に必要な新しい知識や技術を身に付けたりするために、いったん社会に出た後でもまた勉強し直したいと考える人が増えてくるからである。もし大学等の高等教育機関がこれらの新しい学習ニーズに適切にこたえられなければ、本当の意味での生涯学習社会は実現しないと言っていい。

高等教育機関がこのような新しい学習ニーズにこたえて社会に開かれた存在に生まれ変わるためには、まず社会人の受入れを促進する必要がある。若い年齢層の学生だけでなく、広範な年齢層にまたがる社会人を積極的に学生として受け入れることである。意欲と能力さえあれば、だれでもいつでも容易に高等教育を受けられるようにする必要がある。近年は大学審議会の答申に基づいて高等教育の改革の中で、社会人の受入れに資する様々な改善策が講じられてきた。その結果、受入れの実績も上がってきている。しかし、社会人を受け入れることに積極的な大学等であっても、一部の関係者の努力にとどまり教職員全体の意識が変化しているとまでは言え

ないことが多い。社会人の受入れには、社会人の学習にふさわしい新たな教育課程の編成、履修形態の工夫を行わなければならないなど様々な困難も伴うが、各大学等はそれぞれの教育理念・目的に沿って、個性を發揮しながら、積極的に取り組むことが望まれる。

社会人学生の受入れ以外の方法による地域社会への貢献も重要である。教育や研究を通じて行われる社会貢献とりわけ地域社会への貢献は高等教育機関に期待されている重要な役割である。次代を担う若者の教育や研究活動を通じて地域社会の発展に寄与することはもとよりであるが、今後は更に広く地域一般の住民に生涯学習の場を提供することを通じて、地域社会に貢献するという役割が期待される。

したがって、社会に広く開かれた高等教育機関を実現するためには、「社会人の受入れの促進」と「地域社会への貢献」を当面の目標とし、その達成に向けて必要な方策を強力に推進する必要がある。以下にそのための具体の施策を提言する。

1 社会人の受入れの促進

(1) 教育内容の多様化と履修形態の弾力化

これまで大学等が受け入れてきた学生は、主として高等学校などを卒業して直ちに進学してくる者であった。これらの学生は同年齢層の比較的均等な学力を持つ若者である。一方、社会人は広範な年齢層にわたり、社会生活・職業生活の面でも全く異なる背景を持ち、学習に対する問題意識も極めて多様である。また、多くの場合、職業や社会生活と学業との両立も図らなければならない。大学等における社会人の円滑な受入れを促進していくためには、こうした特性を持つ社会人の学習ニーズに適切にこたえられるよう、教育内容、履修の方法について新たな改善策を検討することが望まれる。

○社会人特別選抜の推進

社会人の入学に当たっては、小論文や面接などを中心にした社会人特別選抜が多くの大学・大学院で行われるようになってきている。また、大学院によっては、小論文や面接などのほか研究計画の審査等によって選抜する例も見られる。さらに、初めから主として社会人を対象とした教育課程を組むところも出てきている。これらにより社会人の大学・大学院への入学が促進されてきている。社会人学生は、社会的な様々な経験を積んでおり、勉学への意欲も強いことなどから、一般の学生に好ましい影響を与え、大学・大学院の活性化にも資するものと期待される。今後とも、社会人特別選抜や社会人を主たる対象とする研究科や専攻、専修コースの設置などの一層の推進が望まれる。

○夜間大学院の拡充

平成元年および5年の大学院設置基準の改正により、専ら夜間に教育を行う大学院修士課程、博士課程の設置が認められるようになった。高度な職業人養成についての社会的な要請が強いことから今後ますます夜間大学院の設置が進むものと思われる。既存の大学院にあっても、例えば、郊外に設置される大学院の場合、都市部にサテライト的な学習の場を設け、そこでカリキュラムの一部を履修する仕組みをとれば、社会人のリカレント教育を推進する上で有効な方策となると考えられる。また、昼間・夜間の両方にわたって授業を開設する昼夜開講制も普及してきている。さらに、標準修業年限を超えて在学できるコースを設けることができるようにすることについての検討も望まれる。

○科目等履修生制度の積極的な活用

従来から正規の学生以外の者にも聴講生として一部授業の聴講は可能であったが、単位を取得することはできなかった。平成3年の大学設置基準等の改正により科目等履修生制度が創設され、パートタイムの学生にも大学等の正規の単位取得が可能になった。これを受け、各大学等では科目等履修生制度の導入が急速に進んでいる。今後とも、各大学等にはこの制度の実施を広く社会に知らせるなど、制度が一層活用されるように積極的に取り組むことが求められる。

○研究生の受入れ

大学等では、企業から研究生や受託研究員の受入れを行っている。これらは研究上の受入れではあるが、実質的には企業の研究者等への高度な学習機会の提供に当たるものも少なくない。これまでも受入れが弾力的になされるように制度改善が行われてきているが、このような学習機会が多様に開かれるよう大学等の積極的な対応が望まれる。

○社会体験のための休学制度の活用

学生の修業については、継続的・集中的に勉学を行うことが教育上適切であるとの考え方から、一定の修業年限が定められ、卒業するためには一定年限以上在学することが必要であるとされている。しかし、各大学等の教育理念・目的あるいは専攻分野によっては、学生が学業の途中に一定期間就業することやボランティアなどの社会活動に参加することは、教育上の効果を高め、また、本人の人間形成や人生設計にとっても有意義な場合もあり、勉学に対する新たな意欲を喚起する点でも評価できる場合がある。「寄り道」又は「道草を食うこと」の効用である。このため、各大学等において休学制度の積極的な活用が考えられてよい。この場合、企業等には、学生の就職の際にこうした社会体験も評価するように配慮を求めたい。

○通信教育の改善充実

大学・短期大学の通信教育の在学者数は逐年増加を続け、現在では、約21万人に上っており、生涯学習に重要な機能を果たしている。しかし、課程の修了率は大

学で毎年数%にとどまるなど、学習継続の困難性もうかがわれる。それぞれの大学・短期大学において、カリキュラムや教材の工夫などを通じて、学習意欲を継続・支援する方策が講じられることが望まれる。また、スクーリングについては、近年の情報通信技術の進展を踏まえ、各大学・短期大学において単位数の設定などを弾力的に行うことができるような方向で検討されることが望ましい。さらに、今後、通信制大学院も含め、通信衛星等の情報通信網を活用することによる新しい通信教育の在り方について検討することが望まれる。通信制を採用していない大学等であっても、情報通信網を活用することにより、他の高等教育機関との連携による教育内容の多様化・高度化を図るとともに、教育委員会や社会教育施設等との連携による公開講座の実施など大学等の教育を地域社会に提供していくことも望まれる。なお、こうしたこと的前提として情報通信網を早急に整備していくことが重要である。

○放送大学の全国化

放送大学については、放送の視聴可能な地域を全国に拡大することが重要な課題である。このことにより、高等教育を受ける機会の飛躍的な拡大がもたらされるばかりでなく、単位互換・放送教材の提供など既存の大学等との適切な連携により、大学等の教育の改善に資するものと期待されている。国としては放送大学の全国化の早期実現に向けて、その準備に最大限の努力を払うことが必要である。これに伴って、学習センターの整備も進める必要がある。

○大学への編入学等

平成3年の大学設置基準の改正により、編入学定員の設定が可能になり、短期高等教育機関卒業後も学習の継続の道が実質的に開かれるようになった。編入の実績も着実に増加している。今後の産業構造の変化や、社会生活に必要な知識・技術の高度化等に対応するためにも、多くの大学で編入学定員が一層積極的に設定されることが望まれる。また、専門学校から大学への編入学についても、そのために必要となる要件などを含めて制度的な検討を進める必要がある。

専門学校から大学への進学については、これまで、入学試験科目の設定や問題の作成に当たって専門高校の教育内容に即したものにすなどの配慮が行われてきているが、今後も、専門学校からの進学機会の拡充に向けて一層の工夫改善が求められる。なお、高等学校総合学科についても同様の配慮が求められる。

大学間での単位互換制度について、現在、幾つかの地域では、大学・短期大学が地方公共団体と連携・協力の体制を組んで、組織的な単位互換や施設設備の共同利用が行われており、その一層の推進が期待される。

大学以外の教育施設等の学習成果であっても、大学教育に相当する一定水準以上のものについては、各大学が教育上有益と判断した場合には、大学の単位として認定できるようになっている。認定の対象となり得るのは、一定要件を満たす専門学校における学習や文部大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学習などである。大学においては、この制度の積極的な活用により、学生の学習機会の多様化や学習内容の充実を図ることが期待される。また、認定の対象となる学習活動については、

今後、大学の教育に対する社会の要請の変化やこの取組の進捗状況を踏まえて、大学の教育水準の維持等に留意しつつ、更に拡大していくことが望まれる。なお、大学以外の高等教育機関についても同様な制度化がなされており、その活用が望まれる。

(2) 公開講座の拡充

従来から、大学等では盛んに公開講座が行われてきている。現在、ほとんどの大学で実施され、年間の受講者数も大学と短期大学とを合わせて約77万人に及んでいる。地域住民の学習ニーズがますます高度化・専門化していることから、大学等には、一層、そこでなければ提供できない内容・水準の学習機会提供が強く求められる。ややもすると提供する学習内容が住民のニーズと遊離しがちとの声もあり、公開講座を内容面・運営面で見直し、充実していくことが必要になっている。また、成人向けのものばかりでなく、青少年に対して最新の研究成果などを分かりやすく学習できる講座を設けることも期待される。

○講座内容・方法の改善

講座内容・方法の改善に当たって考慮すべき点としては、職業技術の習得などの新たなニーズに即応すること、より高度で専門的な内容を備えること、新しいメディア等の活用によって広域の受講を可能にすること、社会教育施設等での学習と連携・接続できるようにすることなどが挙げられる。また、聴講形式のものばかりでなく、演習・実験を取り入れた参加型のものをとの要望もある。こうした点に配慮しつつ公開講座を一層充実することが望まれる。

なお、実施に当たっては、地方公共団体や民間団体等との連携・協力を推進し、地域社会のニーズに的確に即応するようにすることも大切である。また、地域の教育委員会や生涯学習センター、社会教育・文化・スポーツ施設を通じて積極的に広報し、地域住民が参加しやすくなるように努める必要がある。

○単位の認定

大学の中には授業科目の一部を公開講座としても位置付け、正規の学生以外の受講者は科目等履修生として登録することにより、それらの者の単位取得を可能にしているところがある。こうした措置は、科目等履修生としての費用が必要になるものの、講座受講への意欲を高め、より多くの人々が高等教育に接する契機となるものであり、多くの大学での取組が期待される。

○短期集中プログラムの開設

社会人の職業能力の充実・向上をねらいとする講座を実施する場合、それぞれの高教育機関の専門性を生かした専門的で集中的なプログラムの開設が求められる。正規の課程では修学の要件を満たすことが難しいこともあり、また、一般的・入門的な内容の講座では学習ニーズに沿わないこともあることから、様々な期間と

内容で行われるプログラムを設けることが期待される。受講希望者の意向に応じて、期間も数日や数週間などと比較的短期間に集中したもの、また分野についても、先端的なもの、学際的なものなど専門性の高いものが望まれる。このため、プログラムの企画の段階から、受講者や受講者の派遣企業などとあらかじめ協議をすることが大切である。

(3) 学内の組織体制の整備

大学等は、社会人学生の受入れに伴って、従来とは違った様々な措置を講ずる必要が出てくる。こうした措置を効果的、継続的に実施していくためには、教職員間で生涯学習の重要性についての共通理解を形成し、学内の生涯学習推進の組織体制を整備することが重要である。

○生涯学習のセンターの整備

学内の組織体制を整備するに当たっては、実際に学生を受け入れる各部局の対応が必要になる。必要に応じて委員会を作るなどが考えられるが、最近、一部の大学院においては、専ら社会人教育の充実を図るための講座を整備するなどの例も見られる。こうした措置は社会人の受入れの推進に大いに資するものと期待される。また、学内全体としても、生涯学習を総合的に推進する体制の整備が必要であり、現在、国公立を問わず、幾つかの大学等において全学的な生涯学習推進のためのセンターの整備が進められつつある。生涯学習教育研究センターなどと称されるこれらの組織においては、生涯学習に関する調査研究、公開講座などの生涯学習事業の企画・運営、大学等における学習関連情報の収集・提供、他の関係機関との連携・調整など、大学等における生涯学習推進の中核として様々な事業が行われている。今後こうした体制整備が各地の大学等において進められていくことが望まれる。

○教員の業績評価の改善

生涯学習の重要性についての教員の理解を深めるためには、教員個々の自覚に期待するだけでは十分ではない。現在、大学教員としての評価は研究業績が重視されがちであり、学生への教育、まして地域の人々への学習機会の提供に関する事業の実績が評価されることは少ない。大学内での教員の業績評価の在り方について、それぞれの大学において検討されることが望ましい。

(4) 社会人学生への支援の充実

大学等における社会人の受入れが円滑に進むためには、学生本人の十分な意欲や能力、及び大学等での必要な受入れ措置だけでは十分とは言えない。社会における特別な配慮や支援がどうしても必要である。職業を持つ社会人の場合、通学時間や学校外での学習時間の確保に困難な場合が多い。職場での理解を得ることも必要になる。経済的な負担も決して少なくない。こうしたことへの支援は、企業等にとつ

ても従業員の職務能力の向上という点で有益であり、積極的に行われることが望まれる。

○学習成果の適正な評価

大学等への社会人の入学が促進されるためには、学習の成果が、企業あるいは社会一般において適正に評価されるようになることが基本的に必要である。このことによって、社会人の学習意欲が一層高まり、学習の質や成果に対する期待も増大する。企業等においては、大学等での学習の成果が適切に評価されるように検討を行うことが望まれる。

○教育休暇・フレックスタイム制の導入

企業においては、大学等での生涯学習を支援するため、有給教育訓練休暇の実施、フレックスタイム制といった弾力的な労働時間制度の実施、あるいは勤務時間の割り振りなどでの配慮、さらには受講料についての経済的な援助などの推進が求められる。

○奨学金制度の拡充

国としても、大学等における社会人教育の意義について企業等に対して啓発を進めるとともに、社会人学生を含めて学生が安心して学業に専念できるよう奨学金を拡充することが必要である。また、勤労者が自己の職業能力の向上のために教育訓練機関において学習を行う場合、個人に対して行われる助成事業の拡充も望まれる。さらに、民間においても教育ローン制度の拡充について検討が望まれる。また、育英奨学財団等の民間の教育支援団体にあっても、社会人の教育に対する助成・支援の実施が期待される。

○社会人教育に関する情報提供の推進

社会人の大学等への入学を促進するため、大学等における学習に関する情報を社会人や企業等に積極的に提供するとともに、意見交換の場の設定など、大学等と企業との連携を進めることが必要である。

2 地域社会への貢献

(1) 施設開放の促進

施設の開放については、これまでも多くの大学等で行われてきているが、地域住民の高度で専門的な学習に対するニーズの高まりにこたえて、今後より一層施設開放を進め、これらのニーズにこたえていくことが重要である。

○施設開放の拡充

大学等の施設の開放は、図書館・博物館・資料館・体育館・グラウンドなどが主な

対象となるが、実情に応じて、多様な施設の開放が可能な限り行われるよう工夫されるべきである。これらの施設を円滑に開放するためには、大学等が地域社会の一員として地域に積極的に貢献していくことが社会から強く期待されている、との共通認識を学内で確立することが必要である。その上で、施設開放に必要な手続きを簡素化し、それを地域の人々に広く知らせることが望まれる。この場合、様々な学習情報を統合的に扱う都道府県の生涯学習推進センターなどの活用が考えられる。

○大学博物館の整備

大学は豊富な知的資産を有することから、学術審議会学術資料部会において、ユニバーシティ・ミュージアムを設置して学術標本の多面的活用を図ることが提言されている。これは、標本の収集・保存、画像情報の提供などにより大学の教育研究を支援することはもとより、展示や講演会等を通じ、人々の多様な学習ニーズにこたえるものである。今後、大学における知的情報発信拠点の一つとして、それぞれの大学の研究実績等に応じて設置されることが期待される。

また、大学の博物館においては、その充実したスタッフや資源を生かして、一般の博物館の活動に対して支援・協力を行うことも求められる。学芸員の現職研修への協力や研究活動への援助などを通して、博物館全体の振興に大きな役割を果たすことが期待される。

(2) 社会からの支援

大学等は、教育研究を通じて地域社会をはじめとして広く社会に貢献していくことが強く期待されている。しかし、その役割を果たしていくためには、地域社会から様々な支援を受けなければならない。これまでも、大学等の教員資格の弾力化を図り、産業界など広く社会の各分野から優秀な研究者・技術者・実務家などを教員として受け入れてきた。また、寄附講座・寄附研究部門の設置、奨学寄附金の受入れなどの支援も受けてきた。今後も、これらの一層の拡充を図るなど、人的にも物的にも多様な支援を受け、地域社会との連携強化を図っていくことが必要である。

○ボランティアの受入れ

大学等の図書館、資料館あるいは付属病院などにおいて、ボランティアの人々による施設運営への協力・支援が見られるようになっている。こうしたボランティアの活動は、大学等にとって、施設の機能の充実、組織の運営の向上のために極めて貴重である。また、地域の人々の学習成果や経験を生かす機会の確保、社会における有能な人材の公共の場での活用、大学等が地域社会に支えられているという好ましい雰囲気醸成などの点においても有意義である。今後、充実したボランティア活動が多様な形態で進むよう、大学等においてボランティアの育成を図るとともに、受入れの仕組みを明確にし、広く社会に積極的な受入れの姿勢を示すことが大切である。その際、ボランティアを対象とする研修の充実も必要である。

※ 下線部は生涯学習分科会事務局で付したもの

※ 波線囲みは答申本文より、グループ2の議論に特に関連すると思われる箇所を生涯学習分科会事務局において抜粋（一部加工）したもの

平成 17 年 1 月 28 日

我が国の高等教育の将来像 〈中央教育審議会 答申 要旨〉

第 1 章 新時代の高等教育と社会

21 世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代であると言われる。

これからの「知識基盤社会」においては、高等教育は、個人の人格の形成の上でも、社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上でも、極めて重要である。国際競争が激化する今後の社会では、国の高等教育システムないし高等教育政策そのものの総合力が問われることとなる。国は、将来にわたって高等教育につき責任を負うべきである。

特に、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとって、優れた人材の養成と科学技術の振興は不可欠であり、高等教育の危機は社会の危機でもある。我が国社会が活力ある発展を続けるためには、高等教育を時代の牽引車として社会の負託に十分にこたえるものへと変革し、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係の構築が不可欠である。

○ 高等教育の役割は、人格の形成、能力の開発、知識の伝授、知的生産活動、文明の継承など、非常に幅広いものである。高等教育は、初等中等教育の改革の動向とも相まって、中等教育後の様々な学習機会の中にあってその柱となり、社会を先導していくものである。

○ 「知識基盤社会」においては、新たな知の創造・継承・活用が社会の発展の基盤となる。そのため、特に高等教育における教育機能を充実し、先見性・創造性・独創性に富み卓越した指導的人材を幅広い様々な分野で養成・確保することが重要である。

○ また、活力ある社会が持続的に発展していくためには、専攻分野についての専門性を有するだけでなく、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、あるいは社会を改善していく資質を有する人材、すなわち「21 世紀型市民」を多数育成していかねばならない。

○ これからの「知識基盤社会」においては、高等教育を含めた教育は、個人の人格の形成の上でも社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上でも、極めて重要である。国際競争が激化する今後の社会では、国の高等教育システムないし高等教育政策そのものの総合力が問われることとなる。国は、高等教育の経済的基盤の充実に努めるなど、将来にわたって高等教育につき責任を負うべきである。また、個々の高等教育機関や学生・企業等の関係者も、十分な自覚を持ってこれからの時代に立ち向かう努力と気構えが必要であることは言うまでもない。

○ 大学は教育と研究を本来的な使命としているが、同時に、大学に期待される役割も変化しつつあり、現在においては、大学の社会貢献(地域社会・経済社会・国際社会等、広い意味での社会全体の発展への寄与)の重要性が強調されるようになってきている。当然のことながら、教育や研究それ自体が長期的観点からの社会貢献であるが、近年では、国際協力、公開講座や産学官連携等を通じた、より直接的な貢献も求められるようになっており、こうした社会貢献の役割を、言わば大学の「第三の使命」としてとらえていくべき時代となっているものと考えられる。

○ このような新しい時代にふさわしい大学の位置付け・役割を踏まえれば、各大学が教育や研究等のどのような使命・役割に重点を置く場合であっても、教育・研究機能の拡張(extension)としての大学開放の一層の推進等の生涯学習機能や地域社会・経済社会との連携も常に視野に入れていくことが重要である。

○ 人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとって、優れた人材の養成と科学技術の振興は今後の発展のための両輪として不可欠なものであり、この両者に占める高等教育の重要性にかんがみれば、高等教育の危機は社会の危機でもある。今後の我が国が活力ある発展を続けるためには、高等教育機関の側が自らを厳しく変革しつつ社会の発展に寄与するとともに、高等教育の受益者は学生個人のみならず社会全体であるという視点を明確に踏まえ、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係の構築が不可欠である。

第2章 新時代における高等教育の全体像

1 「高等教育の将来像」についての基本的考え方：高等教育計画から将来像へ

18歳人口が減少して約120万人規模で推移する一方で、大学・学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃されたこと等により、「進学率」の指標としての有用性は減少し、主として18歳人口の増減に依拠した高等教育政策の手法はその使命を終え、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行

する。

国の今後の役割は、高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、制度的枠組みの設定・修正、質の保証システムの整備、高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、財政支援等が中心となる。

2 高等教育の量的変化の動向

【全体規模等に関する考え方】

18歳人口が減少を続ける中、大学・短期大学の収容力(入学者数÷志願者数)は平成19(2007)年には100%に達するものと予測される(従前の試算よりも2年前倒し)。

様々な変化を背景に、全体規模の面のみからすれば、高等教育についての量的側面の需要はほぼ充足されてきており、同年齢の若年人口の過半数が高等教育を受けるというユニバーサル段階の高等教育が既に実現しつつあると言える。しかし、今後は、分野や水準の面においても、誰もがいつでも自らの選択により学ぶことのできる高等教育の整備、すなわち、学習機会に着目した「ユニバーサル・アクセス」の実現が重要な課題である。

今後、少子化の影響等により、在籍者数が大幅に減少して経営が困難となる機関も生ずることが予想される。中には、学校の存続自体が不可能となることもあり得る。その際には、特に在学生の就学機会の確保を最優先に対応策が検討されるべきであり、そのための関係機関の協力体制が必要である。

- 今後は、高等教育機関と実社会双方の努力により、社会人が必要に応じて高等教育機関で学習を行い、その成果をもってさらに活躍する「往復型社会」への転換が加速するものと期待される。
- また、男女共同参画や少子高齢化の一層の進展等に伴い、女性や高齢者が就労する機会が一層増大することも予想される。高等教育機関は、人々の幅広い知的探求心や学習需要にこたえて、必要なときにいつでも学習できる環境と多様なメニューを提供することがますます求められる。

【地域配置に関する考え方】

大都市部における過当競争や地域間格差の拡大によって教育条件の低下や学習機会に関する格差の増大等を招くことのないような方策を講ずることは重要な課題である。その際、人材の流動性や遠隔教育の普及等とともに、地方の高等教育機関は地域社会の知識・文化の中核として、また、次代に向けた地域活性化の拠点としての役割をも担っていることに留意する必要がある。

- 地方における高等教育機関は、それぞれの特色を発揮した教育サービスの提供の面だけでなく、地域社会の知識・文化の中核として、また、次代に向けた地域活性化の拠点としての役割をも担っていることに留意する必要がある。

【今後の人材養成の分野別構成等に関する考え方】

今後の様々な人材需要に対しては、各高等教育機関が、幅広い基礎的な教育を充実すること、柔軟に教育組織を改組すること、社会人の再教育を充実させること等により対応を図ることが基本である。国は、高等教育機関の自主的・自律的努力を支援するとともに、人材需要見込み等を的確に把握して情報提供する仕組みを整えるべきである。

抑制方針が維持されている医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の5分野の取扱いについては、人材需給見通し等の政策的要請を十分に見極めながら、抑制の必要性、程度や具体的方策について、必要に応じて個別に検討する必要がある。

3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない。

特に大学は、全体として

①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)等の各種の機能を併有するが、各大学ごとの選択により、保有する機能や比重の置き方は異なる。その比重の置き方が各機関の個性・特色の表れとなり、各大学は緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。(例えば、大学院に重点を置く大学やリベラル・アーツ・カレッジ型大学等)

18歳人口が約120万人規模で推移する時期にあつて、各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要がある。

○ 各大学においては、自ら選択した機能を十分に発揮できるよう、教職員として多様な人材を育成・確保するとともに、その資質の向上に努める必要がある。

【学習機会全体の中での高等教育の位置付けと各高等教育機関の個性・特色】

高等教育の将来像を考える際には、初等中等教育との接続にも十分留意する必要がある。その際、入学者選抜の問題だけでなく、教育内容・方法等を含め、全体の接続を考えていくことが必要であり、初等中等教育から高等教育までそれぞれが果たすべき役割を踏まえて一貫した考え方で改革を進めていく視点が重要である。また、より良い教員養成の在り方についても検討していく必要がある。

このため、各大学は、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ、適切に入学者選抜を実施していく必要がある。また、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する方針(カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー)を明確にし、教育課程の改善や「出口管理」の強化を図

ることも求められる。

生涯学習との関連でも、高等教育機関は履修形態の多様化等により、重要な役割を果たすことが期待される。

高等教育と生涯学習との関連

○「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会を構築するためには、各種の主体により多様な学習機会が豊富に提供されなければならない。そのうちで、公開講座をはじめとする各種の大学開放を通じ、質的に高度で体系的かつ継続的な学習機会を提供する者として、高等教育機関やそのコンソーシアム（共同事業体）が重要な役割を果たすことが期待される。

○ 社会人学生は特に大学院で増加してきており、通学制の大学・短期大学・高等専門学校(本科)に在籍する社会人学生は合計で約3万人に達している。

○ 大学等における社会人の受入れの推進については、従来より大学審議会の累次の答申等を受けて、夜間大学院、通信制大学院及び昼夜開講制の導入等の制度改善が図られてきた。さらに、平成14(2002)年2月の答申「大学等における社会人受入れの推進方策について」において、学生が柔軟に修業年限を超えて履修し学位等を取得する長期履修学生制度や通信制博士課程等の導入について、同年8月の答申「大学院における高度専門職業人養成について」においては、高度専門職業人養成に特化した新たな形態の大学院としての専門職大学院制度の創設について、それぞれ提言がなされ、これらを受けて制度的な整備が図られている。このほか、最近では、社会人を含めた多様な学習者の利便に資するため、サテライト・キャンパスの設置等の動きも見られるようになっている。

○ 今後は、このような形態の大学院の拡充を図るとともに、社会人の再学習需要や経済情勢・雇用形態の変化を踏まえ、企業等におけるキャリア・パス形成との関連に留意しながら、特に修士・博士・専門職学位課程でのリカレント教育に対応した履修形態等についても、具体的な対応が求められよう。

○ また、今後は、生涯学習の意識の高まりに対応して科目等履修生や聴講生等の履修形態の多様化がさらに進むものと考えられる。また、一定のコースないし科目(群)を学んだ成果としての履修証明として、学位以外の方法が社会的に定着することも予想される。

○ さらに、生涯学習社会の実現、多様な高等教育機関の発展等の観点から、いわゆる単位累積加算制度を、学位授与にふさわしい履修の体系性の確保等に留意しつつ設けることは、今後の重要な課題である。

○ 我が国における短期高等教育の位置付けについても、ユニバーサル段階での新たな意義・役割や単位累積加算制度の検討との関連等に留意しつつ、明確化する必要がある。

○ なお、近年の厳しい雇用情勢等を反映して、若年層の無業者やいわゆるフリーターの増加が問題となっている。このような状況は、若年者本人のキャリア形成の支障となるだけでなく、我が国全体の経済的基盤にも中長期的に大きな影響を及ぼ

すおそれがある。このため、高等教育においても、初等中等教育や職業能力開発等に係る諸施策と効果的に連携しつつ、インターンシップの推進や職業意識・能力の形成支援等を通じて、若年者の職業的自立に寄与していく必要がある。

【高等教育を取り巻く環境の変化と各高等教育機関の個性・特色】

国内外の高等教育機関の国際展開等の国際化の進展や情報通信技術の発達、e-Learningの普及等の中で、各高等教育機関は個性・特色の明確化を一層進める必要がある。

○ 情報通信技術(IT)の発展に伴い、各家庭へのブロードバンド通信が急速に普及しつつある。今後は、情報通信技術を利用した履修形態、いわゆる e-Learning の役割が増加していくものと思われる。放送大学についても、多様なメディアの活用等による一層の充実が期待される。

4 高等教育の質の保証

高等教育の量的側面での需要がほぼ充足されてくる一方、特に大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化等もあり、大学等の新設や量的拡大も引き続き予想され、また、各高等教育機関が個性・特色を明確にしながら、大学が自律的選択に基づいて機能別に分化するなど全体として多様化が一層進むにつれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が重要な課題となる。

個々の高等教育機関は、教育・研究活動の改善と充実に向けて不断に努力することが大切である。また、高等教育の質の保証の仕組みを整えて効果的に運用することは、国としての基本的な責務である。

高等教育の質の保証の仕組みとしては、事後評価のみでは十分ではなく、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保することが重要である。設置認可制度の位置付けを一層明確化して的確に運用するとともに、認証機関による第三者評価のシステムを充実させるべきである。

個々の高等教育機関が質の維持・向上を図るためには、自己点検・評価がまずもって大切である。

また、教育内容・方法や財務状況等に関する情報や設置審査、認証評価、自己点検・評価により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たすことが求められる。

○ 高等教育の質の保証を考える上では、教員個々人の教育・研究能力の向上や事務職員・技術職員等を含めた管理運営や教育・研究支援の充実を図ることも極めて重要である。評価とファカルティ・ディベロップメント(FD)やスタッフ・ディベロップメント(SD)等の自主的な取組との連携方策等も今後の重要な課題である。

第3章 新時代における高等教育機関の在り方

1 各高等教育機関の教育・研究の質の向上に関する考え方

【大学】

大学は、学術の中心として深く真理を探究し専門の学芸を教授研究することを本質とするものであり、その活動を十全に保障するため、伝統的に一定の自主性・自律性が承認されていることが基本的な特質である。

このような特質を持つ大学は、今後の知識基盤社会において、公共的役割を担っており、その社会的責任を深く自覚する必要がある。

国際的通用性のある大学教育または大学院教育の課程の修了に係る知識・能力の証明としての学位の本質を踏まえつつ、今後は、教育の充実の観点から、学部や大学院といった組織に着目した整理を、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程中心の考え方に再整理していく必要があると考えられる。

大学が、人材育成と学術研究の両面において、本来の使命と役割をより積極的かつ効果的に果たしていくためには、常に教員組織の在り方が最も適切なものとなるよう努力していくことが必要である。現行制度では、大学教員の基本的な職として、教育・研究を主たる職務とする職である教授及び助教授とともに、主たる職務が教育・研究か教育・研究の補助かが必ずしも明瞭でない助手の職が定められている。今後はこれを見直し、教育・研究を主たる職務とする職としては、教授、准教授のほかに新しい職として「助教」を設けて3種類とするとともに、助手は、教育・研究の補助を主たる職務とする職として定めることが適当である。また、大学設置基準の講座制や学科目制に関する規定を削除して、教員組織の基本となる一般的な在り方を規定し、具体的な教員組織の編制は、各大学が自ら教育・研究の実施上の責任を明らかにしつつ、より自由に設計できるようにすべきである。

学士課程について、各大学には、大学における「教養教育」や「専門教育」等の在り方を総合的に見直して再構築することにより、現状よりさらに充実した教育を展開することが強く求められる。

学士課程は、「21世紀型市民」の育成・充実を目的としつつ、教養教育と専門基礎教育を中心に主専攻・副専攻を組み合わせた「総合的教養教育型」や「専門教育完成型」など、様々な個性・特色を持つものに分化し、多様で質の高い教育を展開することが期待される。教育の充実のため、分野ごとにコア・カリキュラムが作成されることが望ましい。また、コア・カリキュラムの実施状況は機関別・分野別の大学評価と有機的に結び付けられることが期待される。

修業年限については、従前どおり学士課程を4年かけて卒業する経路のほか、修士・博士・専門職学位課程との関係では、学習経路が多様化し、特に総合的教養教育型において学士課程3年修了による大学院進学という制度が積極的に活用されることが考えられる。

企業採用に向けた就職活動は、大学と産業界の連携の下、学士課程教育に実質的に支

障のないよう配慮が必要である。また、修了・卒業直後の1年間での様々な活動体験や短期在外経験等を重視することも期待される。

大学院教育については、課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、それぞれの課程の目的・役割を明確にした上で、大学院における教育の課程の組織的展開の強化(大学院教育の実質化)を図る必要がある。

修士課程は、研究者等養成(の第1段階)、高度専門職業人養成及び「21世紀型市民」の高度な学習需要への対応の三つの機能を担うものであり、これに沿った体系的な教育課程を編成する必要がある。

博士課程は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産学官を通じたあらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者等及び確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する。このため、体系的な教育課程を編成する必要がある。

今後の知識基盤社会にあつては、博士号取得者が、研究・教育機関ばかりではなく企業経営、ジャーナリズム、行政機関、国際機関等の多様な場で中核的人材として活躍することが期待される。

専門職学位課程は、多様な分野(例えば、法曹、MBA・MOT、公共政策、教員養成等)での創設・拡充等が必要である。

短期大学の課程は、ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、知識基盤社会での土台づくりの場として、新時代にふさわしい位置付けが期待され、短期大学の課程の積極的な改革が期待される。これらの点を踏まえつつ、短期大学における教育の課程修了を学位取得に結び付けるよう制度改正を行うことが適切である。

【高等専門学校】

高等専門学校は、5年一貫の実践的・創造的技術者等の養成という教育目的や、早期からの体験重視型の専門教育等の特色を一層明確にしつつ、今後とも応用力に富んだ実践的・創造的技術者等を養成する教育機関として重要な役割を果たすことが期待される。

現在、高等専門学校の単位については、教室内における30時間の履修を1単位として計算されているが、授業形態・指導方法の多様性や自学自習による教育効果も考慮した単位計算方法を導入することが適切である。

【専門学校】

知識・技術等の高度化や専門特化した技術者養成等のため、修業年限の長期化・多様化に伴い、専門学校の高等教育機関としての性格も短期から長期まで様々なものに拡大してきている。一方で、実践的な職業教育・専門技術教育機関としての専門学校の性格を明確化し、その機能を充実することが期待される。

誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図る一環として、一定の要件を満たすと認められた専門学校を卒業した者に対して大学院入学資格を付与することが適切である。

2 国公立大学の特色ある発展に関する考え方

国公立大学がそれぞれ特色ある教育・研究を展開していくことは、21世紀初頭における社会の多様な要請等に国公立大学全体で適切にこたえていくというだけでなく、高等教育全体の活性化の上からも重要である。

各大学ごとの個性・特色は、国公立を問わず、各大学自らの選択に基づくものであるが、国公立それぞれを全体として見た場合の特色を意識しておくことは、高等教育の発展と国公立それぞれへの支援の在り方を考える上で、今日でもなお十分に意義を有するものと考えられる。

3 高等教育機関の設置形態の多様化に関する考え方

現在、構造改革特区において認められている株式会社立大学の今後の位置付け等については、「高等教育の質」の保証や株式会社の特性といった観点を念頭に置きつつ、特区における実施状況に関し、公共性・継続性・安定性等についての検証・評価を十分に時間をかけて慎重に行った上で、改めて検討する必要がある。

第4章 高等教育の発展を目指した社会の役割

1 高等教育の発展を目指した支援の在り方

国は、教育・研究条件の維持・向上や学生支援の充実等により学習者の学習機会の保障に努めるべきである。また、学生個人のみならず現在及び将来の社会も高等教育の受益者である。このため、高等教育への公財政支出の拡充とともに民間企業や個人等からの資金の積極的導入に努めることが必要である。

今後、我が国においては、高等教育に対する公的支出を欧米諸国並みに近づけていくよう最大限の努力が払われる必要がある。その際、厳しい財政状況や高等教育への社会の負託をも踏まえつつ、すべての関係者が、国民(納税者)の理解を得られるよう説明責任を十分果たしていく必要がある。

高等教育への財政的支援は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中にあって、高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせることにより、多元的できめ細やかなファンディング・システムが構築されることが必要である。これにより、国公立それぞれの特色ある発展と緩やかな役割分担、質の高い教育・研究に向けた適正な競争が目指されるべきである。

具体的には、国立大学については、教育・研究の特性に配慮しつつ、それぞれの経営努力を踏まえて、政策的課題(地域再生への貢献、新たな需要を踏まえた人材養成、大規模基礎研究等)への各大学の個性・特色に応じた取組を支援すること、私立大学については、基盤的経費の助成を進める。その際、国公立にわたる適正な競争を促すという観点を踏まえ、各大学の個性・特色に応じた多様な教育・研究・社会貢献の諸活動を支

援すること、公立大学については、地域における知の拠点としての機能を発揮できるよう支援すること、国公私を通じた競争的・重点的支援の拡充により、積極的に改革に取り組む大学等をきめ細やかに支援すること、民間企業を含めた研究開発のための公的資源配分を大学等にも開放すること、競争的資源配分の間接経費の充実により、機動的・戦略的な機関運営を支援すること、奨学金等の学生支援を充実すること等が重要である。

2 高等教育の発展を目指した各方面の取組

国の今後の役割は、高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、制度的枠組みの設定・修正、質の保証システムの整備、高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、財政支援等が中心となろう(再掲)。その際、大学の自律性に十分配慮し簡素で効率的な高等教育行政となるよう留意する必要がある。

今後、教育基本法及び教育振興の在り方が検討される際には、このような高等教育の振興方策についての考え方を十分に踏まえることが期待される。

地方公共団体と国公立を通じた地域の大学全体との関係については、委託研究等の産学官(公)連携の推進や学校教員の養成、公開講座の実施等につき、有機的な連携を図ることが期待される。地方公共団体が公立大学を設置し管理運営を行う場合には、例えば公立大学法人制度を活用するなどして、大学の自律性を十分に尊重しながら、より一層の教育・研究機能の強化に向けた改革努力を支援することが期待される。

産業界は、学士・修士・博士等の学位取得者の採用・処遇に関し、それぞれの学位の種類に応じた取扱いがなされるよう、十分に配慮することが期待される。

また、人材の流動化を一層促進し我が国社会の活性化を図るためには、産業界が社会人の大学院等への進学・再入学を積極的に支援することが重要である。

さらに、研究開発を自社内部で完結させる「自前主義」には効率性や競争力確保の上でも限界があることから、各企業の経営・研究開発戦略において、大学との共同研究や技術移転等の産学官連携を柱の一つとして明確に位置付け、国内の大学を一層積極的に評価・活用することが期待される。

このような産業界の取組を促進するため、高等教育機関側と産業界側の情報交換の場を設けることは極めて重要である。

第5章 「高等教育の将来像」に向けて取り組むべき施策

将来像を念頭に、その内容の実現に向けて取り組むべき施策を「早急に取り組むべき重点施策」等として提言することとする。国は、これらの提言を踏まえて施策の具体化を図るべきである。また、各高等教育機関においても、これらの提言の趣旨を踏まえた努力が求められる。

【早急に取り組むべき重点施策(「12の提言」)】

① 高等教育の量的変化の動向についての関連施策

- － 人材養成に関する社会のニーズへの対応
- － 各高等教育機関の経営の改善
- ② 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策
 - － 入学者選抜・教育課程の改善, 「出口管理」の強化
 - － 留学生交流の促進・充実
- ③ 高等教育の質の保証についての関連施策
 - － 大学等の設置認可や認証評価等における審査内容や視点の明確化
- ④ 各高等教育機関の在り方についての関連施策
 - － 教養教育や専門教育等の総合的な充実
 - － 大学院教育の実質化
 - － 世界トップクラスの大学院の形成
 - － 助教授・助手の位置付けを含めた教員組織の活性化
- ⑤ 高等教育の発展を目指した社会の役割についての関連施策
 - － 高等教育への支援の拡充
 - － 多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築
 - － 学生支援の充実・体系化

等

大学における社会人の受入れの促進について（論点整理）

平成22年3月12日
中央教育審議会大学分科会
大学規模・大学経営部会

1 問題意識と現状

(1) 社会人入学者数

18歳人口だけでなく、我が国の人口が減少期を迎えた中、成熟した社会において、社会人や高齢者等の多様な人々のうち、どの程度が大学で学ぶようになるか想定することは、今後、大学として必要とされる量的規模、又は政策的に妥当とされる規模を検討していく上で重要な論点である。

しかしながら、大学入学者のうち25歳以上の者の割合は、OECD平均では21%であるのに対し、我が国は2%にとどまる。

我が国では、大学学部への社会人入学者数のピークは、平成10年度の5,228人、通信制を含めると平成13年度の18,340人であり、以後、減少傾向にある。社会人入学者数は、通信制の方が、通学制よりも多い。

ただし、大学院への社会人入学者数は、近年は増加傾向にあり、平成20年度は18,799人である。そのうち1,200人程度が通信制への入学者である。全入学者に対する社会人入学者の占める割合は、近年、17～18%である（平成20年度には、修士課程が12%、博士課程が34%、専門職学位課程が41%）。

(2) 社会人の大学での学修ニーズ

就業者を対象とした調査によると、勤務時間外の学習のために活用したことがある教育機関として大学を挙げた者は約6%にとどまる。

また、大学卒業・大学院修了の就業者のうち、「機会があれば大学院修士課程に修学したい」者は約15%、「関心はある」者を含めると約49%である。

しかし、学修を妨げている要因として、「業務が多忙」や「雇用者の理解が得られない」のほか、「職業生活と学修の両立のための費用や学修時間の確保が難しい」や「魅力的なカリキュラムがない」が挙げられている。

なお、学修を妨げている要因に関連して、事業所の人事担当者を対象とした調査によると、在職者の大学院への修学（学位未滿の短期履修を含む）について、約43%が「原則として認めない」という方針を採っている。

(3) 社会人の受入れを推進するこれまでの取組

これまでの大学審議会や中央教育審議会の答申を踏まえて、大学制度の弾力化をはじめとして、以下のような改革が講じられてきた。

- ①大学設置認可における抑制の例外（昭和51年より平成14年まで）
- ②大学制度の弾力化
 - ・社会人学生の入学資格の弾力化（平成元年等）
 - ・夜間大学院（修士課程は平成元年，博士課程は平成5年）
 - ・昼夜開講制（学士課程は平成3年，修士課程は昭和49年，博士課程は平成5年）
 - ・「メディアを利用して行う授業」の明確化（平成10年）
 - ・大学院修士課程の短期在学コース（平成11年），長期在学コース（夜間大学院は平成元年，その他の修士課程は平成11年）
 - ・早期卒業（学士課程は平成11年，修士・博士課程は平成元年）
 - ・長期履修学生制度（平成14年）
 - ・サテライトキャンパスの制度化（平成15年）
- ③通信教育の充実
- ④科目等履修生制度（学士課程は平成3年，修士・博士課程は平成5年）及び履修証明制度（平成19年）

(4) 社会人の学修に係る負担の軽減

社会人の学修に係る経済的負担の軽減として、次のものが挙げられる。

- ・奨学金事業や授業料等の減免制度
- ・教育訓練給付制度における指定講座制度の活用
- ・社会人を大学に派遣する企業等の経済的負担軽減策として、中小企業が雇用者を大学等に派遣する場合の法人税額控除

また、大学修学のための休業制度として、平成12年には、公立学校の教員が専修免許状を取得するための「大学院修学休業制度」が創設された。国家公務員の場合は、平成19年に、大学等での修学や国際貢献活動を希望する職員のための休業制度が「国家公務員の自己啓発等休業に関する法律」により導入された。

これらと類似の制度を設ける国立大学法人も見られる。

2 社会人の受入れ促進の意義

大学が、社会人の学修動機に応える魅力ある教育プログラムの実施や社会人に配慮した学修環境の整備等を通じて社会人の受入れを促進することは、以下の(1)～(3)に示したとおり、学習者個人の要請に応えるだけでなく、社会的要請に応える取組でもある。また、各国の動向をみても、社会人就学が大学教育の現代化に寄与し、経営上も効果的であると考えられる。

大学の機能別分化が進む中、とりわけ、大学院修士課程，学士課程における幅広

い職業人養成等に重点を置く大学、短期大学では、産業界や地域と密接に関わりながら、社会人等の需要に対応した学修内容・方法を開発、提供していくことが期待される。

(1) 社会的要請に応えること

就業者が、専門的知識・技能を獲得する、あるいは知識・技能の高度化・現代化を図ること。

高齢者が職業生活で得た知識・技能や人生経験を生かして、あるいは新たな専門的知識・技能を獲得し、地域の経済・社会活動に参画すること。

就業していない者が専門的知識・技能を獲得し、就業や社会参画の機会を得ること。

これらのことが、社会の成長、経済の活性化を支える上で必要であり、特に少子高齢化社会にあっては不可欠。

(2) 学習者の要請に応えること

学習者が、各自の学ぶ目的を具体化すること。

それぞれの学習目的は、職業上の専門的知識・技能の獲得やその高度化・現代化、職業生活等で得た経験の理論化を通じた職業上の能力向上、就業や社会活動参画等を目的とした専門的知識・技能の獲得など、様々であり、かつ個人にとって明確。

(3) 大学教育の現代化を図ること

各国の動向をみても、社会人をはじめ多様な学生が就学することが、大学教育の現代化に寄与。また、少子高齢化社会にあっては、従来型の学生像にとらわれず幅広い層から学生を受け入れることが、経営上も効果的と考えられる。

なお、国際的な動向をみても、上に示した社会人受入れ促進の意義に鑑みても、我が国の大学教育が社会人の受入れ規模を一層拡大することが求められるが、これは、我が国の大学教育の規模を検討するに当たって大学数等についてどう考えるかという議論とは区別されるものである。したがって、大学教育に対する多様な要請や期待に真摯に応える努力や、教育の質の向上の努力を怠る大学があるならば、淘汰を避けることができないことには変わりがない。

3 検討の方向

(1) 全国かつ横断的な観点からの検討の方向

これまで、大学制度の弾力化をはじめ、社会人の学修に係る負担軽減を図る施策が講じられてきたが、依然として、学修目的に合った教育プログラムの不在や、職

業との両立や時間・費用が大学就学を妨げる要因となっている。

大学ごと、地域ごと、分野ごとに、状況は多様であり、それぞれに応じた取組が求められるが、全国的かつ横断的な観点からは、①大学教育の充実、②学修成果の評価、③大学就学に係る負担の軽減、の3つの方向からの検討が考えられる。

①大学教育の充実

大学教育の内容を、社会人の学修目的、とりわけ職業生活上の要請に的確に応えるものとしていくこと

②学修成果の評価

学修成果が職業生活等で適切に評価され、学習者個人の目的にとどまらず、社会や経済の発展のために活用されること

③大学就学に係る負担の軽減

社会人の就学に係る具体的な支障や負担（学習環境、経済的負担、就労環境等）を取り除くこと

(2) 社会的要請に応える観点から特に大学就学が期待される学習者層

これまで、社会人のリカレント教育や生涯学習機会の提供を目的として各大学で社会人向けの教育プログラムの実施が行われてきた。今後は、社会の成長、経済の活性化を支える知的資本としての成人層への能力向上のための学修機会の提供という、社会人受入れ促進に対する社会的要請に応えるという観点を特に重視した取組が広く行われることが期待される。

このため、特に以下の学習者層の学習目的に応じた教育プログラムの編成・実施を促進することが考えられる。

①就業者のうち、企業研修等で組織的に学修する者、及び自主的に大学に就学する者

学習目的は、専門的知識・技能の向上、業務の高度化・現代化に伴う知識・技能の獲得（情報化、国際化、労働集約化、新規立法・制度への対応等）、企業経営の中核を担うための職能開発など。

②入職後、短期間で離職した者や、高等教育修了後に就業機会が得られなかった者など、職業生活への移行に困難をきたしている20～30代の若年層

学習目的は、就業に必要な職業知識・技能の習得など。

③子育て等に従事する女性のうち、就業を中断後、復職等を希望する者（特に、医師、看護師、保育士等の資格職業への復職希望者）や、新たに就業を希望する者

学習目的は、復職希望者にあっては自らの職業に係る知識・技能の現代化、就業希望者にあっては就業に必要な職業知識・技能の習得など。

④定年退職等を迎えた高齢者

学習目的は、職業経験を生かした起業（営利目的、社会貢献目的の双方を含む）・就業の準備や、地域参画活動の準備など。

また、就業等を希望しない者においても、生き生きとした生活を送るため、いわば生活の一部として継続的な学修機会を求める者が想定される。

(3) 社会全体での取組の促進

(2)で述べたとおり、人口構造・産業構造・社会構造が大きく変わる中、大学における社会人受入れの促進は、我が国の知的資本としての成人層の能力向上という、我が国社会全体の課題への対応策として取り組まれるべきである。

このため、大学と産業界や地域社会が一体となって、成人層が恒常的に大学で学び、その成果をもって、職業生活や地域社会でさらに活躍できる社会を目指し、大学と産業界や地域社会が一体となって取り組むことが重要である。

4 具体的方策（例）

3(2)に示した社会的要請に応えるという観点を特に重視した教育プログラムの編成・実施が広く行われるためには、3(3)に示したとおり社会全体での取組が求められる。例えば、企業等における人材育成において大学教育をより積極的に活用することが期待される。

ここでは、求められる取組のうち、大学に期待される取組を以下(1)に、それらへの国の支援策を以下(2)に整理し、提言するものである。

(1) 大学に期待される取組

①大学教育の充実及び学修成果の評価

(7) 社会人の学修動機に応える学位プログラムの編成

学修を通じて修得できる知識・技能の明確化を図るとともに、授与する学位の分野を教育内容に則したものとする取組を進める。あわせて、教育に関する情報を積極的に公開する。

(4) 履修証明制度の活用の促進

履修証明制度を活用し、地域の需要に対応した人材育成教育プログラムの実施や、地域の企業等の産業界や自治体による各種の研修事業との連携を進める。

(5) 大学間連携による地域の人材育成需要に対応した教育プログラムの実施

施設設備の共同整備や各大学の教育資源の効率的・効果的活用を促進しつつ、地域の産業界，自治体，関係機関と連携し，地域の人材育成需要に対応した教育プログラム等を実施することを目的とする大学間連携を進める。

これにより，地域の大学群全体で人材育成機能・基盤の強化を図る。

② 大学就学に係る負担の軽減

(E) 情報通信技術等を活用した多様かつ柔軟な学修形態の提供

情報通信技術や，授業の方法，授業の時間・場所，修業年限等に係る諸制度等を活用しつつ，社会人に配慮した多様かつ柔軟な学習形態を提供する。

こうした多様かつ柔軟な学習形態の提供を可能とするための学内体制や学校運営体制を整える。

(F) 経済的負担の軽減

社会人，高齢者等の多様な学習者を対象とする経済的負担軽減策の充実を図る（入学料免除，単位制授業料，授業料分割納入制度，授業料減免措置，奨学金制度等）。

あわせて，履修や経済支援に関する情報提供・相談を行う体制を整備する。

(G) 大学就学と職業生活の両立を図る学習環境の構築

企業・産業界との連携を強化し，企業等の人材育成における大学教育の活用を促す。また，地域の産業界，自治体，関係機関と連携した地域の需要に対応した人材育成，コミュニティ形成支援等の取組を進め，「地域で学び，地域で働く」環境を構築する。

(2) 国の支援策

① 大学教育の充実及び学修成果の評価

(7) 社会人の学修動機に応える学位プログラムの編成支援

学修を通じて修得できる知識・技能の明確化を図るとともに，授与する学位の分野を教育内容に則したものとする各大学の取組を促進する。

あわせて，各大学の教育に関する情報の公開を促進する。

(I) 履修証明制度の活用の促進

現在の活用状況等を踏まえつつ，履修証明制度の改善を図る（制度面，運用

面)とともに、履修証明制度と他制度等の連携を図る(ジョブ・カード制度との連携強化、教育訓練給付制度の活用等)。

(f) 学校種を超えた、教育プログラムや修得技能レベル等の認証システムの構築

諸外国の資格枠組み制度も参考に、学校種を超えた技術教育等の教育プログラムや修得技能レベル等の認証システムを構築する。

これにより、履修証明制度の職業能力等の証明としての活用を支援・促進する。

(g) 大学間連携による地域の人材育成需要に対応した教育プログラムの実施支援

各大学の経営・教学の両面の相談への対応や、大学間連携や大学と産業界、自治体、関係機関との連携の媒介役の機能を有する体制の各地域での整備等により、地域の大学群による人材育成需要に対応した教育プログラム等の実施と、大学群全体の人材育成機能・基盤の強化を図る取組を促進する。

②大学就学に係る負担の軽減

(f) 通学制と通信制の在り方の見直し

情報通信技術を活用した多様かつ柔軟な学習形態を可能とする観点から、通学制と通信制の区分の在り方を、区分の存続の是非も含めて見直す。

あわせて、学位の分野ごとの教育内容の標準化や共通教材の作成を進めるとともに、公民館等の教育施設を活用して地域住民に身近な場所で大学教育を提供し、多様な形態による学修と、こうした学修の累積による学位取得を可能とする。

(g) 経済的負担の軽減

社会人、高齢者等の多様な学習者を対象とする経済的負担軽減策の充実を図る(各大学の取組の促進、奨学金制度、税制優遇措置等)。また、企業の人材育成投資の促進を図る(人材投資税制の拡充等)。

あわせて、各大学における履修や経済支援に関する情報提供・相談を行う体制の整備を支援する。

(h) 大学就学と職業生活の両立を図る就労環境の構築

雇用者の大学就学と職業生活の両立を図る企業の行動指針を策定するなどの取組を、産業界、自治体等と一体となって進める。この取組により、大学就学を希望する社会人の支援や、企業等の人材育成における大学教育の活用を促進する。

※ グループ2の議論に特に関連すると思われる箇所を生涯学習分科会事務局において抜粋したもの

新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～（抜粋）

平成22年6月18日

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

成長を支えるプラットフォーム

（6）雇用・人材戦略

～「出番」と「居場所」のある国・日本～

【2020年までの目標】

『20～64歳の就業率80%、15歳以上の就業率57%』、『20～34歳の就業率77%』、『若者フリーター数124万人、地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者数10万人』、『25歳～44歳までの女性就業率73%、第1子出産前後の女性の継続就業率55%、男性の育児休業取得率13%』、『60歳～64歳までの就業率63%』、『障がい者の実雇用率1.8%、国における障がい者就労施設等への発注拡大8億円』、『ジョブ・カード取得者300万人、大学のインターンシップ実施率100%、大学への社会人入学者数9万人、専修学校での社会人受入れ総数15万人、自己啓発を行っているの労働者の割合：正社員70%、非正社員50%、公共職業訓練受講者の就職率：施設内80%、委託65%』、『年次有給休暇取得率70%、週労働時間60時間以上の雇用者の割合5割減』、『最低賃金引上げ：全国最低800円、全国平均1000円』、『労働災害発生件数3割減、メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%、受動喫煙の無い職場の実現』

これらの目標値は、内閣総理大臣主宰の「雇用戦略対話」において、労使のリーダー、有識者の参加の下、政労使の合意を得たもの。また、これらの目標値は、「新成長戦略」において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」等としていることを前提。

（雇用が内需拡大と成長力を支える）

内需を中心とする「需要創造型経済」は、雇用によって支えられる。国民は、安心して働き、能力を発揮する「雇用」の場が与えられることによって、所得を得て消費を拡大することが可能となる。雇用の確保なくして、冷え切った個人消費が拡大し、需要不足が解消することはあり得ない。

また、「雇用・人材戦略」は、少子高齢化という制約要因を跳ね返し、「成長力」を支える役割を果たす。少子高齢化による「労働力人口の減少」は、我が国の潜在的な成長エンジンの出力を弱めるおそれがある。そのため、出生率回復を目指す「少子化対策」

の推進が不可欠であるが、それが労働力人口増加に結びつくまでには20年以上かかる。したがって、今すぐ我が国が注力しなければならないのは、若者・女性・高齢者など潜在的な能力を有する人々の労働市場への参加を促進し、しかも社会全体で職業能力開発等の人材育成を行う「雇用・人材戦略」の推進である。

（国民参加と「新しい公共」の支援）

国民すべてが意欲と能力に応じ労働市場やさまざまな社会活動に参加できる社会（「出番」と「居場所」）を実現し、成長力を高めていくことに基本を置く。

このため、国民各層の就業率向上のために政策を総動員し、労働力人口の減少を跳ね返す。すなわち、若者・女性・高齢者・障がい者の就業率向上のための政策目標を設定し、そのために、就労阻害要因となっている制度・慣行の是正、保育サービスなど就労環境の整備等に2年間で集中的に取り組む。

また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。

（成長力を支える「トランポリン型社会」の構築）

北欧の「積極的労働市場政策」の視点を踏まえ、生活保障とともに、失業をリスクに終わらせることなく、新たな職業能力や技術を身につけるチャンスに変える社会を構築することが、成長力を支えることとなる。このため、「第二セーフティネット」の整備（求職者支援制度の創設等）や雇用保険制度の機能強化に取り組む。また、非正規労働者を含めた、社会全体に通ずる職業能力開発・評価制度を構築するため、現在の「ジョブ・カード制度」を「日本版 NVQ (National Vocational Qualification)」へと発展させていく。

※ NVQ は、英国で20年以上前から導入されている国民共通の職業能力評価制度。訓練や仕事の実績を客観的に評価し、再就職やキャリアアップにつなげる役割を果たしている。

（地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現）

国民の新たな参加と活躍が期待される雇用の場の確保のために、雇用の「量的拡大」を図る。このため、成長分野を中心に、地域に根ざした雇用創造を推進する。また、「新しい公共」の担い手育成の観点から、NPO や社会起業家など「社会的企業」が主導する「地域社会雇用創造」を推進する。

また、雇用の安定・質の向上と生活不安の払拭が、内需主導型経済成長の基盤であり、雇用の質の向上が、企業の競争力強化・成長へとつながり、その果実の適正な分配が国内消費の拡大、次の経済成長へとつながる。そこで、「ディーセント・ワーク（人間らしい働きがいのある仕事）」の実現に向けて、「同一価値労働同一賃金」に向けた均等・均衡待遇の推進、給付付き税額控除の検討、最低賃金の引上げ、ワーク・ライフ・バランスの実現（年次有給休暇の取得促進、労働時間短縮、育児休業等の取得促進）に取り組む。

《21 世紀日本の復活に向けた 21 の国家戦略プロジェクト》

成長を支えるプラットフォーム

VI. 雇用・人材分野における国家戦略プロジェクト

我が国は、「人づくり」を社会全体で再構築すべき時期に直面している。急激な少子高齢化の中での成長を実現するため、就学前の子どもから社会に出て様々な経験を積んだ後の大人まで、生涯を通じた能力・スキル向上の機会を社会全体で提供する。

19. 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入

時代の要請に合った人材を育成・確保するため、実践的な職業能力育成・評価を推進する「実践キャリア・アップ制度」では、介護、保育、農林水産、環境・エネルギー、観光など新たな成長分野を中心に、英国の職業能力評価制度（NVQ：National Vocational Qualification）を参考とし、ジョブ・カード制度などの既存のツールを活用した『キャリア段位』を導入・普及する（日本版 NVQ の創設）。あわせて、育成プログラムでは、企業内 OJT を重視するほか、若者や母子家庭の母親など、まとまった時間が取れない人やリカレント教育向けの「学習ユニット積上げ方式」の活用や、実践キャリア・アップ制度と専門学校・大学等との連携による学習しやすい効果的なプログラムの構築を図る。

同時に、失業をリスクに終わらせず、新たなチャンスに変えるための「セーフティ・ネットワーク」の実現を目指し、長期失業などで生活上の困難に直面している人々を個別的・継続的・制度横断的に支える「パーソナル・サポート」を導入するほか、就労・自立を支える「居住セーフティネット」を整備する。

20. 新しい公共

「新しい公共」が目指すのは、一人ひとりに居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会である。そこでは、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスを、市民、企業、NPO 等がムダのない形で提供することで、活発な経済活動が展開され、その果実が社会や生活に還元される。「新しい公共」を通じて、このような新しい成長を可能にする。政府は、大胆な制度改革や仕組みの見直し等を通じ、これまで官が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開く。このため、「新しい公共」円卓会議や「社会的責任に関する円卓会議」の提案等を踏まえ、市民公益税制の具体的制度設計や NPO 等を支える小規模金融制度の見直し等、国民が支える公共の構築に向けた取組を着実に実施・推進する。また、新しい成長及び幸福度について調査研究を推進する。

官が独占していた領域を「公」に開き、ともに支え合う仕組みを構築することを通じ、「新しい公共」への国民参加割合を 26%（「平成 21 年度国民生活選好度調査」による）から約 5 割に拡大する。